

監査委員公表

積丹町監査委員 磯野 定一 ・ 本間 浩司

監査公表第2号 =平成18年11月7日=

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により行った、平成17年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第4項、第5項の規定に基づく監査
- 2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲
 - (1) 監査実施期間 監査は平成18年6月から10月までの間で実施した。
 - (2) 試査の範囲 平成17年度の補助金のうち、1件20万円以上の金額のもの。
 - (3) 監査実施課、実施件数及び金額。

対象科目 対象課等	監査実施件数 (件)	補 助 金 額 (円)
企 画 課	2	2,476,226
水 産 課	2	993,000
農 林 課	2	5,054,400
商工観光課	3	6,539,156
教育委員会	4	1,663,000
合 計	13	16,725,782

3 監査の主眼

監査は、平成17年度に係る補助金に関する事務の執行について、正確性、合規性の視点から次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 補助金の執行事務の適正性について（特に実績報告を中心とした確定額の正確性について）

4 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうかの主眼を置き、関係諸規則、各訓令及び証拠書類との照合、閲覧並びに関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。なお、指摘事項については、担当課名を記載することとした。

- (1) 指摘事項
 - ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
 - イ 収入確保に適切な措置を要するもの
 - ウ 予算を目的外に支出しているもの
 - エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
 - オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
 - カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
 - キ 火災事故等が発生しているもの
- (2) 指導事項 上記のうち軽易と認められるもの。
- (3) 検討事項 改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの。

2 監査結果の概要 概ね適正に執行されていると認められた。

監査公表第3号 =平成18年11月28日=

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により実施した平成16年度に係る監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により町長から通知があったので次のとおり公表する。

第1 監査結果の報告

平成16年度に係る監査の結果については、平成17年5月23日に議会、町長に報告（平成17年5月23日付け広報しゃこたん2005年7月号』No523で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

検 討 事 項	改 善 措 置
【使用料に係る事項】 使用料の徴収については、地方自治法第228条第1項に「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と規定され条例で定められたところに従って町は使用料を徴収する義務がある。条例で定める際には、それぞれの金銭債権の金額等の内容並びに発生要件、変動要件(減額)及び消滅要件(免除)を示すものと解されるが監査実施時における条例等の減免規定については、その解釈と運用の一部が不明確となっており、当該要件に該当するか否かの具体的判断が出来ない状態となっている。また、現時点での条例等の減免措置は町長の権限となっており、事務を適切に執行するためにも、条例等の整備を早急に検討されたい。	(1) 一部の関係例規の減免規定について、整備した。

監査公表第4号 =平成18年11月28日=

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により実施した平成16年度に係る監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により町長から通知があったので次のとおり公表する。

第1 監査結果の報告

平成16年度に係る監査の結果については、平成17年12月5日に議会、町長に報告（平成17年12月5日付け広報しゃこたん2006年2月号』№530で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	改 善 措 置
（商工観光課） (1) 同課の実績報告における補助金の確定において、過大支出が3件、総額1,848,647円あった。 (2) 補助金要綱第5条の指令前着手ができる要件に該当しないため、補助対象期間が平成16年12月から平成17年3月31日までしか認められないにもかかわらず、決算期間を全て補助対象期間としているものがあった。また、指令前着手の許可申請手続きについても全くなされていない。 (3) 補助金申請書の誤りが甚だしく、申請書の提出時に係わる補助対象者に対する指導が不適切であった。 (4) 補助金の申請、交付決定及び実績報告の確定に際して、全くチェックがなされていないと評価せざるを得ないものがあった。	(1) 補助金2件、補助金の額125,610円の返還措置を講じた。 (2) 適正な事務処理の徹底を指導した。 (3) 適正な事務処理の徹底を指導した。 (4) 審査事務の徹底に努めた。

検 討 事 項	改 善 措 置
(1) 「団体補助金等交付基準」及び「補助金等の補助対象経費の費目とその範囲等の一般基準」と各事業別の「個別要綱」との整合性がないものが目立つため、個別要綱の見直しを検討されたい。 (2) 補助金の変更申請についての無意味な乱用が目立つため、変更申請の適切な使用及び運用についての周知徹底を図るよう検討されたい。 (3) 各事業毎に補助申請要領を作成し、補助金の申請に関して適切な指導がなされるよう、改善を検討されたい。	(1) 要綱等の整備に努めた。 (2) 適切な事務処理の徹底を指導した。 (3) 要綱等を整備し、適切な事務処理の徹底を指導した。

監査公表第5号 =平成18年11月28日=

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により実施した平成17年度に係る監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により町長から通知があったので次のとおり公表する。

第1 監査結果の報告

平成17年度に係る監査の結果については、平成18年7月4日に議会、町長に報告（平成18年7月4日付け広報しゃこたん2006年8月号』№536で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	改 善 措 置
【企画課所管施設】 ○ 使用料の免除に関する執行について 使用料の免除の手続については、申請書が提出され、その申請書に免除理由を記載し、免除理由の事実を確認できるような資料が必要であるが、申請書が提出されていないにもかかわらず免除されているものが14件、申請書は提出されているが免除理由が記載されていないものが28件、免除の適否を証する起案書類が存在しないもの(確認する資料も存在しない)が42件あった。免除決定の手続としては、不適正といわざるを得ない。	(1) 関係書類の整備を了した。 (2) 関係条例等に基づく適正事務処理の励行遵守を徹底する。 (3) 関係例規等の減免規定の整備に努める。